

整理番号

連絡先

総務局管理課 電話633-3901

設 計 書

委託名 新市庁舎庁内システム検討支援業務委託

履行場所 横浜市内

履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

委託概要

- 1 先進事例・技術動向の調査及び新市庁舎ICT環境の提案
- 2 本市のニーズの確認
- 3 最適なシステムの提案、導入に係る概算費用算出
- 4 その他本業務以降で検討すべき要件の整理
- 5 協議記録・報告書の作成、各種検討項目への助言等

現場説明 要 (月 日 時 場所)
 不要

契約区分 確定契約 概算契約

前金払い あり なし

部分払い する(回以内) しない

その他

横浜市総務局

委託代金額

内 訳 業務価格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳 明 細 書

第 1 号						
直 接 人 件 費						
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
規 格						
直接人件費			円	円		
1 先進事例・技術動向の調査及び 新市庁舎 I C T 環境の提案	式	1				第 1 号代価 内訳書参照
2 本市のニーズの確認	式	1				第 2 号代価 内訳書参照
3 最適なシステムの提案、導入に 係る概算費用算出	式	1				第 3 号代価 内訳書参照
4 その他本業務以降で検討すべき 要件の整理	式	1				第 4 号代価 内訳書参照
5 協議記録・報告書の作成、各種 検討項目への助言等	式	1				第 5 号代価 内訳書参照

横 浜 市 総 務 局

代 価 内 訳 書

第 5 号 5 協議記録・報告書の作成、各種検討項目への助言等						
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
5 協議記録・報告書の作成、各種 検討項目への助言等			円	円		
主任技術者	人日					
主任技師	人日					
技師（A）	人日					
技師（B）	人日					

横 浜 市 総 務 局

特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「横浜市新市庁舎庁内システム検討支援業務委託」に適用する。この仕様書に特に定めのない事項については、本市担当職員と受託者で協議の上、決定する。

第2条 目的

新市庁舎の整備は、設計・施工一括発注方式を採用し、現在設計段階で、平成 29 年 8 月に本体工事に着手し、32 年 1 月末に建物の引き渡し、32 年 6 月末の供用開始を目指しており、新市庁舎には、現在、約 20 か所の民間ビル等に分散している部局を集約する予定である。

これに伴い、既存のシステムの移転に加え、新市庁舎を経済的・効率的に管理運用していく上で、新たに導入すべき庁内システムの検討が必要である。

本業務は、新市庁舎の整備に伴い、新たに各種庁内システムを検討（導入）するにあたり、「横浜州市庁舎移転新築工事」発注仕様書及びこれまでの庁内における検討状況を踏まえ、国又は地方公共団体、及び民間企業の最新事例や現在の技術動向に照らして、経済的かつ合理的にシステムが構築されるよう、新市庁舎の ICT 環境の全体像（可能性）を提案するとともに、新たに導入すべきシステムの具体的な検討を行う。

<業務の成果>

- ・ 庁内システムを検討する上で、国又は地方公共団体、及び民間企業の最新事例や現在の技術動向が把握できている。
- ・ 新市庁舎の ICT 環境のあるべき姿（目指すべき姿）が共有でき、本市ニーズを踏まえて具体化されている。
- ・ 「横浜州市庁舎移転新築工事」発注仕様書及びこれまでの庁内における検討状況を踏まえ、新たに導入すべきシステムが具体的に整理（システム間の連携（互換性）の可能性などにも考慮し、費用対効果等の観点から最適な構成案となっている。）されている。
- ・ 新たに導入すべき庁内システムの構築に係る概算費用が算出されている。

第3条 履行条件

1 履行期間

履行期間は、契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 履行場所

横浜市総務局総務部管理課ほか本市が指定する場所

3 その他

本業務は、次の計画等の内容を踏まえ遂行すること。（本市のホームページ「新市庁舎整備について」（URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/>）を参照してください。）

- ・ 横浜州市庁舎移転新築工事 基本設計
- ・ 横浜市新市庁舎管理基本方針
- ・ 横浜州市庁舎移転新築工事 発注仕様書
- ・ 新市庁舎整備基本計画 ほか

【参考】新市庁舎整備計画概要

- 計画地：横浜市中区本町6丁目50番地の10
- 規模等：【敷地面積】 13,486㎡
【延べ面積】 約141,600㎡
【建築面積】 約8,080㎡
【規模】 地下2階／地上32階／塔屋2階
【最高高さ】 約155㎡

■職員数（平成25年5月現在）：

約6,000人（現庁舎：約1,600人、民間ビル等（20か所以上）：約4,400人）

第4条 業務内容

最新の事例や技術動向を踏まえながらも、イニシャルコストやランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮するとともに、運用管理の効率性やセキュリティ水準の維持・向上を図ること等、経済的かつ合理的な視点で検討を行うこと。

1 先進事例・技術動向の調査及び新市庁舎ICT環境の提案

新市庁舎整備に伴い各種庁内システムを検討（導入）するにあたり、国又は地方公共団体、及び民間企業の最新事例や現在の技術動向を調査し、現在の主流の方式、将来の見通し等について情報収集しとりまとめる。

また、調査を基に、経済的かつ合理的にシステムが構築されるよう、新市庁舎のICT環境のあるべき姿（目指すべき姿）の全体像（可能性）を提案すること。

2 本市のニーズの確認

「横浜市市庁舎移転新築工事」発注仕様書及びこれまでの庁内における検討状況を踏まえ、新たに導入をすべき各種庁内システムについて、本市担当者からのヒアリングを行い、ニーズの把握を行う。

本市のニーズを踏まえ、上記「1」のあるべき姿を具体化する。

3 最適なシステムの提案、導入に係る概算費用算出

上記「2」で提案する各種庁内システムについて、最適な構成案を複数提案するとともに、その導入に係る概算費用を算出すること。

また、最適化を提案するにあたっては、「横浜市市庁舎移転新築工事」発注仕様書で既に庁内で検討されているシステムの仕様等を踏まえて、システム間の連携（互換性）の可能性や費用対効果等の観点から、本市担当者へのアドバイス・意見を提示するとともに、本市担当者との協議を行い、必要に応じた設計改善提案等を行うこと。

4 その他本業務以降で検討すべき要件の整理

5 協議記録・報告書の作成、各種検討項目への助言等

- ・会議体の提案・開催・運用管理、議事録作成
- ・各業務における報告書の作成
- ・その他各種検討項目への助言等

【参考】新たに導入が必要なシステム

- ① デジタルサイネージ※1
- ② 来庁者案内システム
- ③ 議会設備
 - ・議員控室ネットワーク・システム
 - ・議会棟会議室予約システム
 - ・図書館システム
- ④ 会議室予約システム
- ⑤ 施設・備品、公用車等予約システム
- ⑥ セキュアプリント、プリントサーバーシステム、複合機
- ⑦ その他

※1：「横浜市市庁舎移転新築工事」発注仕様書で既に庁内で検討されているシステム（マルチディスプレイ、アトリウム大型ディスプレイ、アトリウム音響システム）の検討状況・内容等にも考慮すること。

第5条 業務の方法

受託者は業務の遂行に当たり、次の事項を十分配慮すること。

- 1 受託者と発注者の間で必要に応じて適宜打合せを行う。打ち合わせの場所は、原則として、総務局会議室とする。
- 2 受託者と発注者の間で打合せを行った際は、受託者によりその記録を作成し、速やかに提出すること。また、その際に作成・使用した資料についても提出を行うこと。記録内容及び提出方法は本市担当職員と受託者で協議の上、決定する。
- 3 本業務を実施するにあたり、各分野の検討に精通した人員を配置するとともに、主に次の視点を踏まえ、それぞれの検討と整合を図りながら行うこと。
 - ・利用者のニーズ（利用場面、利用頻度など）との整合
 - ・利用頻度、利用効率と機能との整合（費用対効果）
 - ・汎用性、オープン性、将来性、先進性の有無
 - ・特定の技術や製品に偏らない（マルチキャリア、マルチベンダの視点にも考慮）
 - ・その他
- 4 その他、業務の遂行に際して本市職員の指示に基づき業務目的を十分満足するよう、協議、検討を行い、必要事項については本市担当職員に適宜報告をすること。

第6条 成果品の提出

- 1 成果品の提出については、次のとおりとする。

(1) 報告書 1部

- ア 先進事例・技術動向の調査結果
- イ 新市庁舎ICT環境のあるべき姿
- ウ 新規に導入すべき庁内システムの仕様・導入に係る概算費用
- エ 既検討システムに対する改善提案等
- オ その他必要な資料

(2) CD-R又はDVD-R 2部（異なるメーカー製の媒体を1部ずつ、(1)のバインダーと一緒に綴じられるディスク用リフィル（ポケット）に収容すること）

各種ドキュメントについては、協議の上で決めた電子データ（WordやExcel等のファイル）で提出すること。

- 2 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とする。
- 3 成果品の納入先は、横浜市総務局管理課とする。

第7条 その他

- 1 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて、横浜市個人情報に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 業務の実施にあたっては、「横浜市新市庁舎開庁準備支援業務委託」受託（予定）業者と密に連携を図るとともに、必要に応じて、別途発注予定の「横浜市新市庁舎庁内システム検討支援業務委託」受託（予定）業者及びその他新市庁舎整備に関連する各種業務の関係者と、調整、協力しながら進めること。
- 4 業務の実施にあたっては、「横浜市新市庁舎開庁準備支援業務委託」（予定）業者と密に連携を図るとともに、必要に応じて、別途発注予定の「横浜市市庁舎移転新築工事に伴う庁内情報システム移転計画策定及びネットワーク構成検討支援業務委託」の受託業者およびその他新市庁舎整備に関連する各種業務の受注業者と、調整、協力しながら進めること。